

# 富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務委託 基本方針

## 1 はじめに

富士宮市（以下「市」という。）では、安全で安心して学校給食を提供するため、また、食によるまちづくりを推進するための施設として、調理及び配送業務を民間委託しているが、令和9年3月31日、5年間の業務委託期間が終了するため、業務委託事業者の選定方法について、富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務委託に関する基本方針を定める。

## 2 学校給食の目的

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達と食生活の改善を図り、栄養バランスの取れた食事の提供により、成長期にある児童生徒の健康の保持増進と体位の向上に寄与するとともに、子どもの頃から生活の基礎基本を養い、望ましい食習慣の確立をねらいとする。

また、食育基本法の趣旨を踏まえ、学校給食を「食の教育」と位置付け、給食を通して豊かな心や健全な身体を育み、生きる力を身に付けていくための食育を積極的に推進し、豊かな人間関係を作り共同作業を通じて勤労の大切さや協調、感謝の心を養うことを目的とする。

## 3 施設・業務の概要

- (1) 業務名 富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務
- (2) 業務実施場所及び施設等の概要

施設名	富士宮市立学校給食センター
所在地	富士宮市北山5186番地の1
開設年月日	平成29年4月1日
建物構造	鉄骨造2階建
敷地面積	11,469.88㎡
建物床面積	1階3,234.61㎡ 2階1,318.67㎡ 別棟等437.75㎡ 合計4,991.03㎡
調理方式	完全ドライシステム（床を常に乾いた状態に保ち、はね水による二次汚染の防止や場内の湿度を低く保つことで、細菌の繁殖を抑え、食中毒の発生要因を最小限にする方法。）
調理最大能力	13,000食/日
給食実施日数	年間 191日（予定）
給食内容等	・小、中学校完全給食 34校（小学校21校、中学校13校）へと配送 ・副食3献立（小学校2献立・中学校1献立）・1回転調理 ・主食（米飯、パン、麺）、牛乳、デザート等は、別業者が調理加工の上、直接学校に配送。ただし、小規模校は給食センターより配送
食物アレルギー除去食対応	最大：100人分/日 アレルギー食対応室にて調理 除去食物：卵・乳・小麦（ピーナッツ・くるみ・えび・かに・そば提供はなし） 専用個別容器、専用食器、移し替え用スプーンを一緒に袋に入れ、専用カゴに入れて配送。袋には学校名・クラス名・氏名を明記

使用食器	個別食器：飯椀、汁椀、大皿（深皿・浅皿） 材質：PEN樹脂 ：トレイ 材質：FRP
------	--

#### 4 業者選定方式

業務委託事業者の選定方式については、高い衛生管理基準を遵守し、安定的に学校給食を提供していくという給食センターの特殊性から、単に価格競争によるものではなく、同種若しくは類似の業務に対する実績や衛生管理に対する卓越した知識、提案能力、企業理念などを評価するプロポーザル方式により実施する。

#### 5 業務の種別

発注業務の種別については、調理業務と配送業務を分離発注するのではなく、2つの業務を一括して委託することにより、業務全般の管理・人員配置・コスト削減等全般にわたり円滑な業務運営が期待できる。

#### 6 期待できる効果

業務実績や経営能力、高い技術力等を活用することにより、業務委託の安全性、効率性及び経済性が確保できる。

#### 7 審査方法等

富士宮市立学校給食センター調理及び配送事業者選定委員会を設置し審査を実施する。応募資格審査・1次審査・2次審査を行う。

応募資格を得た事業者から提出された提案書を書類審査し1次審査特定者を決定。

1次審査特定者によるプレゼンテーション、ヒアリング（2次審査）を行い審査し、最優秀者と次点者を決定する。

#### 8 委託業務内容

主な業務内容は、以下のとおり。

- (1) 食材等の検収と保管業務
- (2) 調理業務（食物アレルギー除去の調理を含む）と保存食管理業務
- (3) 配缶業務とコンテナへの積込業務
- (4) 食器、給食配送及び回収業務（配送業務に分類）
- (5) 食器、食缶、コンテナ等の洗浄及び消毒保管業務
- (6) 施設、設備等の清掃及び点検業務（調理場等）
- (7) 残菜及び厨芥の処理集積業務
- (8) 廃棄物等分別処理業務
- (9) グリーストラップ内清掃業務
- (10) 衛生管理業務

#### 9 配送車両

受託者は、下記仕様の配送車両を準備すること。

- (1) 車両 貨物車 2t～3t車15台程度

軽車両 1台程度（小規模校対応）

※平成17年自動車排出ガス規制に対応した、低排出ガス車の認定を受けた自動車であること。

- (2) 装備等 食缶・食器等を収納する5クラス分積載コンテナ（W1470 mm×H1600 mm×W850 mm）及び3クラス分積載コンテナ（W970 mm×H1600 mm×W850 mm）が搭載可能であること。

車両の荷台（コンテナ部分）に富士宮市の市章と富士宮市立学校給食センターの文字を入れること。

## 1.0 委託期間

委託期間については、受託者が、調理及び配送業務を安定して行うことができるよう複数年の委託期間とし、その期間を「公の施設における指定管理者制度」の指定期間に準拠して、5年間の委託期間とする。

ただし、業務委託期間は、業務開始に向けた準備期間を含めて、契約日の翌日から令和14年3月31日までとする。なお、準備期間における委託料の支払いは無いものとする。準備期間は、契約日の翌日から令和9年3月31日までとする。

## 1.1 業務引継期間

業務引継期間については市と受託予定者が協議し期間を設定することとする。なお、当該期間にかかる経費は受託予定者の負担とする。

## 1.2 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- (3) 参加資格審査申請書提出時において、市から指名停止を受けていないこと。
- (4) 市の令和8・9年度製造・物品購入・役務提供等の競争入札参加資格登録をしていること。また、市と受託者との連絡・調整等が速やかに行えるよう、静岡県内に本社、支社又は営業所のいずれかを有する事業者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 過去3年以内に、給食業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- (7) 法人格を有し、本業務委託を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (8) 学校給食共同調理場施設において、1日当たり3,000食以上の給食調理業務の受託実績を5年以上有している者、又はHACCPの認証を受けた調理施設で、1日当たり3,000食以上の調理業務の経験を5年以上有している者。（令和7年度末現在）
- (9) 業務従事者については、円滑に調理業務を行うとともに、安全で安心して給食を提供するため、学校給食調理及び配送業務の経験者等の雇用と地域雇用（市内に住所を有する者）を最大限配慮すること。
- (10) 事前に市が定める資格、業務経験を有する者を、「調理・配送業務従事者」として配

置すること。

- (11) 特定業務委託共同企業体（調理・配送部門）の参加を可能とする。
- (12) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している者であること。

### 1.3 業務委託における契約上限額の公表

委託料の高騰を抑制し、適切な業務委託となるよう契約予定金額の上限額（消費税及び地方消費税額を含まない。）を公表する。

### 1.4 リスク管理方針

業務委託契約締結後の市と受託者の主なリスク分担方針は次のとおりとする。これらは帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものである。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	受託者
業務の中止・延期に関するリスク	市の指示によるもの	○	
	受託者の業務放棄、破綻		○
不可抗力リスク	天災、暴動等による履行不能	○	
	感染症等による履行不能	○	
許認可リスク	業務の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計画変更リスク	業務内容の変更	○	
運営費上昇リスク	計画変更以外の要因による運営費用の増		○
施設既損傷リスク	受託者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能リスク	要求仕様不適合		○
調理事故・異物混入等に関するリスク	受託者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

### 1.5 業務委託の継続が困難となった場合の措置

#### (1) 受託者の債務不履行の場合

受託者の責めに帰すべき事由により債務不履行となった場合又は不履行が見込まれる場合には、市は受託者に対して修復勧告し、一定期間内に修復策の提出及びその修復を求めることができるものとする。

受託者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができるものとする。

#### (2) 市の債務不履行の場合

市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、受託者は契約を解除

できるものとする。この場合において、受託者が契約を解除した場合、受託者は市に対し、これにより生じた損害賠償を請求できるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない債務不履行の場合

当事者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、市及び受託者双方により、業務委託の継続について協議するものとする。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、市又は受託者は、契約を解除できるものとする。

## 1.6 学校給食センター運営委員会及び学校行事等への参加協力

- (1) 受託者は、円滑な給食運営を図ることを目的として組織される、学校給食センター運営委員会の求めに応じ、委員会に出席すること。（年2回程度）
- (2) 学校給食の理解を深めるため、配食校等の視察の受け入れ、給食センター等が実施する食育推進事業に参加協力すること。（給食センター主催試食会、献立検討・物資選定部会への出席、小学校の社会科見学等）

## 1.7 災害時対応への協力

災害等緊急時には、市と協議の上必要な協力を行うこと。また、市の要請に基づき、給食調理及び配送体制の早期確保にできる限り協力すること。